財政支援に関する意見書

芦屋市では、阪神・淡路大震災以降、一日も早い生活の再建とまちの復興を目 指し、国・県の指導、助言に基づき、当時の本市の財政力、税収構造を前提とし

しかし、震災復旧・復興に伴う大量に発行した地方債の償還による公債費の増 大や、予想を超える景気低迷による市税収入の減少などから、本市の財政は危機

的な状況に陥ったため、平成15年10月に財政非常事態宣言を行い、これまで実施 してきた施策の根本的見直しを内容とした今後10年間の「行政改革実施計画」を

策定し、財政再建団体転落回避に向け、市民、職員、議会が一丸となって取り組 んでいます。ところが、今回の税制改正等は、本市にとって、大幅な減収を生じ

国におかれましては、本市が震災により極めて厳しい財政状況に陥った特殊性、

平成18年度税制改正等で、個人住民税の市町村分の税率が6%とされたこと

及び地方特例交付金(減税補てん特例交付金)等の段階的な廃止は、本市の改 正前の個人市民税の平均税率が全国平均に比べ著しく高いという特殊性から、 国庫補助負担金の改革による削減額の財源になり得ないばかりか、個人市民税 の大幅な税収減になるなど、平成19年度以降、厳しい財政状況となります。 このため、国庫補助負担金の改革による削減額及び税収減等を補てんするた

めの新たな措置や、特別交付税を含めた地方交付税の算定等を通じて確実に財

多額の公債費負担の平準化を図るために、震災関連事業実施のため平成11年 度以前に発行した地方債の政府系資金について、繰上償還による資金の借り換 え等(繰上償還に伴う償還財源の借り入れ及び補償金の免除等の特例措置のほ か、退職手当債のさらなる弾力的な運用など)、償還期限を30年に延長するの と実質的に同様の効果が生じるような具体的な支援措置を講じること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

震災復旧・復興事業が当時の本市の財政力、税収構造を前提に実施されたことな ど、大幅な事情変更が生じている現状をご理解いただき、特段のご配慮をお願い

市を挙げて全力で震災復旧・復興に取り組んできました

させるもので、今後の市政に多大な影響を及ぼすことになります。

以下の点について実現していただくよう強く求めます。

2. 震災関連事業に係る地方債の償還期限の延長措置等について

1.税源移譲に伴う個人住民税の比例税率化に対する救済措置について

三位一体改革に伴う税収減に関

める中、三位一体改革に伴う税制改正等で行財政改革調査特別委員会は、調査を進 本市が大幅な減収を生じることから、国に 行財政改革特委が上京陳情を行う

行財政改革調査特別委員会

財政収支見込み並びに

いての調査、

財政再建準用

対し財政支援を求めることが緊急の課題と して、意見書を提出することを決めました。

に対する指摘や改善策等につ局の取り組み姿勢、問題点等 直接説明し、 としても上京陳情を行うなど

が委員会を代表して上京し、国会議員をは 上京陳情を行うことを決定し、正副委員長また、委員会としては異例のことですが、 じめ関係省庁に対し、本市の財政状況など、 財政支援などを求めました。

進捗状況の調査、 行政改革実施計画の各項目の の各項目実施に当たっての当 行政改革 松田総務事務次官尼要望

市が進めている行政改革を中

見書案の議決を待たずに、徳 ことから、九月定例会での意

田委員長と長野副委員長 (議

平成17年度各会計決算

閉会中に決算特別委員会で集中審査

本特別委員会は、これまで

財政支援の要望は急を要する することを決めました。この 意見書案を九月定例会に提出 の要望内容を協議し、左記の 十日開催の委員会では、国へ 出されました。八月八日と三 を展開すべきとの方向が打ち 国に対して具体的な実行運動

平成十六年九月、市議会内に きる方策等の調査を行うため、 議会として取り組むことがで 団体への転落を回避するため

設置した特別委員会です。

月三日開催の委員会で、議会 明らかになったことから、七 約十四億円も減少することが 市民税など本市の市税収入が が、三位一体の改革に伴い、 心に、調査を進めてきました

内容の要望を地元選出の国会 京に派遣し、意見書案と同じ 長)を委員会の代表として東

議会運営委員会 委員を追加選任

ブ)を議会運 (英明クラ

異動に伴い、 初日、会派の 松木義昭議員

九月定例会

これは会派の所属議員数が増営委員会委員に選任しました。 えたことに伴うもので、委員 定数は六名になりました。 委員会の構成は、下記のと

副委員長

木野下 幣原 寺前 義昭 和也章 みや 尊 文 守

行政改革に関し、調査を進め 情活動の報告を受け、今後も 員会では、徳田委員長から陳 ることを決定しました。

会一致で可決しました。 九月二十五日開催の特別委

するための期間を設け、十月 中の継続審査としました。 で認定すべきものと決定し までの三日間精力的に審査を 十一日(水)から十三日(金) 委員会は、決算内容を精査 採決の結果、 賛成多数

> 副委員長 委員長 決算特別委員会委員名簿 中 前島 田 幣原 畑中 都 筑

伊藤とも子 省三 俊彦 直 貞彦 雄 健 辰 みー や

参国会議員をはじめ、松田総 務事務次官、藤井財務事務次 議員を通じ、兵庫県選出の衆 かけて、大前・赤羽両衆議院 八月三十一日から九月一日に ことを決定しました。 これを受け正副委員長は、

認定議案が提出されました。 平成十七年度の各会計決算の 二十五日 (月) に、市長から 決算議案は、八人の委員で 第三回定例会最終日の九月

芦屋市議会

直接会い、精力的な陳情活動

官など両省の多くの関係者に

を行いました。

会議で、上記の意見書案は全

その後、九月五日開催の本

置し付託するとともに、閉会構成する決算特別委員会を設

月定例会初日に委員長が報 を行い、討論を経て議決す! 運びです。 審査結果については、十

12月議会で委員長報告を行い議決 した。

議事件の

議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

		16、1930年出版末。				
議案	機案番号 件 名			結		果
	57	市議会議員などの公務災害補償等条例等の一部改正	可	決(9	/25)
	58	手数料条例の一部改正	可	決(9	/25)
市	59	国民健康保険条例の一部改正	可	決(9	/25)
_	60	消防本部、消防署の設置等に関する条例の一部改正	可	決(9	/25)
長	61	火災予防条例の一部改正	可	決(9	/25)
+=	62	18年度一般会計補正予算(第3号)	可	決(9	/25)
提	63	18年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	可	決(9	/25)
出出	64	訴えの提起について	可	決(9	/25)
"	65	訴えの提起について	可	決(9	/25)
議	66	訴えの提起について	可	決(9	/25)
	67	市自転車駐車場の指定管理者の指定	可	決(9	/25)
案	68	17年度芦屋市病院事業会計決算の認定	認	定(9	/25)
	69	17年度芦屋市水道事業会計決算の認定	認	定(9	/25)
	70	17年度芦屋市各会計決算の認定	継続	企	9	/25)
議	37	財政支援に関する意見書	可	決(9	/5)
提	38	特別職非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正	継続署	企	9	/25)
	39	イラクからの自衛隊完全撤退を求める意見書	否	決(9	/ 25)
請願	35	「最低保障年金制度創設」を求める請願書	不採	採(9	/ 25)

陳情の委員会審査結果

陳情 番号	件 名	審査を行った 委員 会	結 果						
18	リハビリテーション打ち切りに関し政府へ 意見書提出を求める陳情書	民 生 文 教常任委員会	不採択(9/7)						
19	療養病床廃止・削減計画を中止するため政 府へ意見書提出を求める陳情書	民 生 文 教常任委員会	不採択(9/7)						
20	大原町伊藤病院跡地に関する陳情書	建設	採 択(9/20)						

緑化施策・ワンルームマンション税について調査しました 建設常任委員会が千葉県松戸市と東京都豊島区を行政視察

建設常任委員会(田原俊彦委員長)は、平成18年7月25日~7 月26日に、千葉県松戸市と東京都豊島区への視察を実施しました。

松戸市では、都市生活での樹林地保全意識を高め、実際の活動 につなげていくため、平成15年度から「里山ボランティア入門講 座」を開始しました。この講座の受講生の中から、自発的なボラ ンティア活動が始まり、講座受講者の約8割が実際のボランティ ア活動に参加しているとのことです。受講生が次期講座のサポー ト役を引き受けるなど、生き生きとした運営がされ、その創意工とっても必要なことであると感じられました。

夫は本市にも参考となるものでした。

豊島区では、区全体の単身世帯の割合が56パーセントという特 異な状況の改善を目的として、平成16年6月から狭小住戸集合住 宅税を実施しています。実施後あまり時間が経過していませんが、 一定の抑制効果が出ているとのことでした。この法定外税創設に 当たっては、夜間に一般公開の検討会議を重ねるなど、地道な取 り組みの積み重ねがあり、この姿勢は本テーマに限らず、本市に

